

# IC-NETドコモ光コース利用規約

株式会社IC-NET

## 第1条（総則）

- 1 株式会社IC-NET（以下「当社」とします。）は、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」とします。）がドコモ光の名称で提供するインターネット接続環境（以下「ドコモ光回線」とします。）を利用したインターネット接続サービス「ドコモ光コース」（以下「本コース」とします。）を提供します。
- 2 本コースの契約者（以下「会員」とします。）は、本規約および当社が別途定めるIC-NET利用規約（以下「当社利用規約」とします。）、ドコモが自己の顧客にドコモ光サービスを提供するにあたり別途定める約款等（以下「ドコモ約款」とします。）、その他本コースに関する諸規定に同意し、本コースを利用するものとします。なお、ドコモ光サービスに関する契約については、ドコモ約款に従い、別途会員とドコモとの間において締結されるものとします。
- 3 本規約に定める内容と当社利用規約に関する内容が異なる場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

## 第2条（規約の変更）

- 1 当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとします。この場合、本コースの提供条件等は変更後の規約によります。

## 第3条（本コースの提供区域および提供条件）

- 1 本コースの提供に関わる契約者回線の終端とすることができる場所は、東日本電信電話株式会社が提供する「NTT東日本フレッツ光提供エリア」または西日本電信電話株式会社が提供する「NTT西日本フレッツ光提供エリア」とします。
- 2 本コースは、最大通信速度を保証するものではなく、会員が保有する通信機器、宅内配線等の状況、他回線との干渉、回線の混雑状況等により低下するものであることを、会員は了承するものとします。
- 3 当社または当社が本コースの提供に用いる電気通信回線の事業者（ドコモを含みます。）は、会員が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続的に行う場合、および会員間の公平性を確保する必要がある場合、通信を制御または帯域を制限する場合があります。

## 第4条（契約の単位等）

- 1 当社はドコモ光1件の契約に対し、1件の本コース契約を締結します。
- 2 本コースの契約者とドコモ光の契約者名義が異なる場合、本コースの契約者は、本コースにかかる契約がドコモ光において利用できる契約となることについて、あらかじめ承諾するものとします。

## 第5条（契約の申し込み）

- 1 本コースの利用を希望する者（以下「申込者」とします。）は、あらかじめ当社利用規約および本規約、ならびにドコモ約款に同意し、かつ、当社が別途定める手続きに従って申し込みを行う必要があ

ります。

- 2 前項の申し込みは、当社が直接受け付けることはなく、ドコモが当社に代わりドコモ所定の方法により受け付けます。ドコモは本コースの申し込みが行われた旨、および申込者から申告を受けた事項を当社に通知します。
- 3 第1項に基づく申し込みの時点において、申込者と当社との間に契約が成立していて、かつ、本コース以外のI C-N E Tサービスの提供を受けている場合、その申込者は、その申し込みが次条に従い当社に承諾された日が属する月の翌月から、そのコースから本コースへコース変更されることに同意するものとします。

#### 第6条（契約申し込みの承諾）

- 1 本コースの契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾し、申込者を本コースの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
- 2 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、本コースの契約申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本コースの契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて会員に通知することにより、本コースの契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本コースの契約申し込み時に申込者が虚偽の事項を申告したことが判明した場合
  - (2) 申込者が、本コース料金もしくはその他当社が提供するサービスに関わる料金等の債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断した場合
  - (3) 過去に当社サービスにおいて当社利用規約違反または料金未納等の事由で強制退会となった経緯がある場合
  - (4) 申込者が未成年であって本コースの契約申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
  - (5) その他本コースの契約申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい障害があると当社が判断した場合
- 3 会員は、本コースの契約申し込みの当社による諾否、および前項に基づき当社が本コースの契約を解除した場合におけるその解除の事実を、当社からドコモへ通知することに同意するものとします。

#### 第7条（変更の届け出）

- 1 会員は、本コースの契約申し込みにあたり申告した第6条第1項の所定の事項について変更（ただし、第3条第1項所定の区域外への移転は本コースの提供外となるため、本コースは解約となります。）があった場合、速やかにその旨を当社所定の方法により、当社に届け出る必要があります。会員がかかる届け出を怠ったこと、またはかかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（利用中止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本コースの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
  - (2) ドコモ光回線サービスの利用が中止される場合

- (3) 当社の事由により通信利用が制限される場合
  - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあり、本コースの提供をすることが困難となった場合
  - (5) 当社が、運営上または技術上、その他事由により、本コースの利用を中止する必要があると判断した場合（当社が会員に割り当てる IP アドレスを切り替えるための一時的な中断を含みます。）
- 2 当社は、前項の規定により本コースの利用を中止するときは、あらかじめその旨を当社所定の方法で会員に通知します。ただし、緊急の場合または前項第 5 号に定める本コースによる一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことがあります。

#### 第 9 条（利用停止）

- 1 当社は、当社利用規約に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、本コースの利用を停止することがあります。
- (1) この規約上の義務を現に怠り、または怠る恐れがある場合
  - (2) 当社利用規約に基づき本コース以外の I C - N E T サービスの利用を停止された場合
  - (3) 本コースの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為、またはその他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた場合
  - (4) ドコモが会員に対し第 12 条第 2 項に定める請求業務を行ったにも関わらず、会員がかかる請求に対する支払いをしない等の事由により、利用料金の回収ができない旨の通知を当社がドコモから受けた場合
- 2 当社は、前項の規定により本コースの利用を停止するときは、あらかじめその旨を当社所定の方法で会員に通知します。ただし、緊急の場合はこの通知を行うことなくその停止を行うことがあります。
- 3 当社は、第 1 項による本コースの利用停止により会員に損害その他不利益が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 会員は、第 1 項に基づき本コースの利用を停止した場合において、当社がドコモにかかる停止の事実を通知することに同意するものとします。

#### 第 10 条（会員による契約の解約）

- 1 会員が本コースの解約を希望する場合には、ドコモが別途定める方法により会員からドコモへ通知するものとします。この場合、ドコモが会員から解約の通知があった日が属する月の末日をもって契約終了となります。

#### 第 11 条（当社による契約の解約）

- 1 当社は、第 9 条の規定により本コースの利用停止を受けた会員が、当社から期間を定めた催告を受けたにも関わらず、なおその停止事由を解消しなかった場合には、一切の責任を負うことなく本コースの契約を解約できるものとします。ただし、利用停止の事由が第 9 条第 1 項第 4 号に定めるものである場合は、かかる催告を行うことなく本コースの契約を解約できるものとします。
- 2 当社は、前項の規定により本コースの契約を解約しようとする場合には、あらかじめその旨を当社所定の方法で会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合には、この通知を行うことなくその解約を行うことがあります。

- 3 会員は、前 2 項に基づき本コースの契約が解約された場合におけるその解約の事実を、当社がドコモへ通知することに同意するものとします。

## 第 12 条 (利用料金)

- 1 当社は、会員に対して有する本コースの利用料金（以下「ISP 料金」とします。）にかかる債権をドコモに対して継続的に譲渡するものとし、会員はこれに同意するものとします。なお、譲渡対象となる ISP 料金債権には、消費税および地方消費税等相当額、遅延損害金債権および損害賠償金債権、その他実質的に当該債権の価値代替物たる一切の債権が含まれるものとします。
- 2 本コースに付随して当社が会員に対して提供するオプションサービス等の提供条件および利用料金の取り扱いについては、別途当社規約に定めるものとします。
- 3 ドコモは第 1 項に基づき当社から債権譲渡を受けた ISP 料金と、自らが提供するドコモ光回線の利用料金を合算した料金（以下「合算料金」とします。）を設定します。
- 4 合算料金は、ドコモ約款の定めに従いドコモが会員に請求するものとし、会員はこれをドコモに対して滞りなく支払うものとします。
- 5 契約開始月の料金については、ドコモ約款の定めに従い、利用日数に応じた日割り計算が行われるものとします。
- 6 会員の責に帰すべからざる事由により、会員が本コースまたはドコモ光回線を全く利用できない状態が 24 時間以上継続して発生した場合に限り、会員はドコモ約款の定めに従い、当該時間（24 時間単位とします。）に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免除されるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、既に会員が支払いを完了していた場合には、ドコモ約款の定めに従い、ドコモがこれを返還するものとします。また、当社は、本コースまたはドコモ光回線が利用できなかったことに起因する会員の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、会員はこれに同意するものとします。
- 7 本コースの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合で、かつ、本コースおよびドコモ光の契約の申し込みを、当社およびドコモがそれぞれ認める場合、会員は ISP 料金にかかる債務を当該ドコモ光の契約者がドコモ約款の定めに従い引き受けることについて同意するものとします。また、前項に従い合算料金の返還を行う必要が生じた場合についても、ドコモは当該ドコモ光の契約者に対して当該返還を行うものとし、会員はこれに同意するものとします。
- 8 合算料金、その他本コースの提供に伴いドコモが直接会員に提供するサービスにかかる利用料金について、ドコモは当該料金にかかる債権をドコモが別途定める事業者（以下「請求事業者」とします。）に譲渡できるものとし、会員は当該債権譲渡（ISP 料金に関するドコモから請求事業者等に対する再譲渡を含みます。）について異議なく承諾するものとします。なお、ドコモが請求事業者に対し、本項に基づく債権譲渡を行う場合には、本条各項に定めるドコモによる会員への料金請求は請求事業者が行うものとし、会員は請求事業者に対して当該料金を支払うものとします。
- 9 本条の定めとドコモ約款の定めが異なる場合には、ドコモ約款の定めが優先して適用されるものとします。

## 第 13 条 (ドコモ光契約終了後の扱い)

- 1 会員は、第 5 条に定める本コース契約の申し込みと同時に申し込みをし、ドコモとの間で成立した

ドコモ光の契約が終了した場合は、本コースの契約も同時に終了となることに同意するものとします。なお、会員がかかる終了時に当社所定の手続きに従い、本コースから本コース以外の当社サービスへコース変更を申し込むことにより、その変更後のコースにて I C-N E T サービスを継続して利用することができます。

- 2 ドコモ光の契約が終了した日以後の期間における本コースの利用料金は、前条の規定に関わらず、第 1 項に定める条件に従い当社が会員に請求し、会員はこれを当社に支払うものとします。なお、かかる本コース料金は、第 12 条の第 8 項に定める債権譲渡の対象外です。

#### 第 14 条（本コースの変更または廃止）

- 1 当社は、一定の予告期間をもって、当社所定の方法にて会員に通知することにより、本コースの変更または廃止をすることがあります。
- 2 当社は、第 1 項による本コースの変更または廃止につき、一切の責任を負うものではありません。

#### 第 15 条（その他）

- 1 ドコモ光に関する各種問い合わせ、および合算料金についてはドコモが受け付けるものとし、本コースのサービス内容等に関する問い合わせについては当社が受け付けるものとします。
- 2 当社は、本コースの提供にあたり必要がある範囲で、ドコモおよびドコモに対して卸電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社との間で会員の情報を相互に開示することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。

2018 年 9 月 25 日 改訂

#### 附則

この規約は、2015 年 9 月 9 日から実施します。